

英国チャリティにおけるチャリティ法人制度の検討

Charitable Incorporated Organisations in England and Wales: Preliminary Study for Comparison of Public Interest Corporations in Japan

尾 上 選 哉

1. はじめに

本稿の目的は、英国（イングランドおよびウェールズ）において民間の公益（public benefit¹⁾）活動を行っているチャリティ制度について、日本の公益法人制度と比較検討するために、その特徴を明らかにすることにある。英国における民間の公益活動の担い手の中核は、周知のようにチャリティである。英国では民間の公益活動の担い手（非営利・非政府組織）を、一般にチャリティと呼ぶが、一定の要件を充足してチャリティ委員会（Charity Commission²⁾）と呼ばれる行政機関に登録された組織が法律上の正式なチャリティであり、登録チャリティ（registered charities）と呼ばれる。2018年9月30日現在、168,186のチャリティが登録されている³⁾。

英国におけるチャリティ制度は、1601年に制定された公益ユース法にさかのぼることができ、2006年にそれまでのチャリティ法制度を抜本的に見直し、チャリティの多様で活発な活動を促すための新たな法的枠組み⁴⁾として、2006年チャリティ法（Charities Acts 2006）が制定され、現在は2011年チャリティ法（Charities Acts 2011）に引き継がれている。この2006年チャリティ法において新しく導入された制度が、「チャリティ法人（Charitable Incorporated Organisation: CIO）」である。本稿では、日本の公益法人と比較検討の対象となり得るチャリティ法人を取り上げ、その制度を概説し、特徴を明らかにし、日本の公益法人制度へのインプリケーションについて若干の検討を試みる。

1) 日本では公益の英訳は「public interest」が一般的であるが、英国などでは「public benefit」が通常使われている。

2) チャリティ委員会については、下記を参照。尾上選哉「英国チャリティの公益性判断基準：チャリティ登録時を中心として」『非営利法人研究学会誌』VOL. 17、2015年、38-41頁。

3) チャリティ委員会ホームページの登録チャリティの統計を参照。

<https://www.gov.uk/government/publications/charity-register-statistics/recent-charity-register-statistics-charity-commission> (2018年12月28日アクセス)

4) 永井伸美「イギリス『2006年チャリティ法』にみる非営利組織の新展開」『同志社法学』第59巻第4号、42頁。

2. チャリティ法人制度導入までの経緯

2006年チャリティ法の制定には、保守党から労働党への政権交代が大きく関わっている。1997年に政権が保守党から労働党のブレア政権に変わり、政策課題の1つとして掲げられたのが「『時代遅れ』のチャリティ法を現代化すること⁵⁾」であった。2001年7月にチャリティやその他の非営利組織に関する法や規制についての見直しを検討するためにブレア首相の諮問機関である戦略ユニット (Strategy Unit)⁶⁾ が設置され、約1年後の2002年9月に『民間活動と公益：チャリティおよび非営利組織の調査⁷⁾』と題する報告書 (以下、戦略ユニット報告書という。) がまとめられた。その中にはチャリティ法や規制に関する61の勧告が含まれており、その多くがチャリティ法の改正を必要とするものであった。

勧告の1つが「チャリティ法人」制度の創設であった。従来のチャリティに適用しうる法人制度は、チャリティがチャリティとして活動していくための制度として十分に機能しておらず、新しく法人格を付与する制度 (法人制度) の必要性を勧告したのである⁸⁾。戦略ユニット報告書は、多くのチャリティは法人化する際に、保証有限責任会社 (Company Limited by Guarantee: CLG)⁹⁾ や産業・共済組合 (Industrial and Provident Society) を選択しているが、チャリティ固有のニーズに適合するように設計されている法人形態は存在せず、次のような様々な問題を指摘していた¹⁰⁾。

- チャリティ会社 (charitable companies)¹¹⁾ はチャリティ委員会および会社登記所 (Companies House) への登録、規制および報告という二重規制の負担を強いられている。
- 会社の統治制度はチャリティの理事会の統治機構に合うようには設計されていない。

5) 同上、44頁。

6) 戦略ユニットは内閣府に属し、その役割の1つは首相が優先課題とする政策分野を長期的、省庁横断的な視点から検討することである (同上、52頁)。

7) United Kingdom Cabinet Office Strategy Unit, *Private Action, Public Benefit: A Review of Charities and the Wider Not-for-Profit Sector* (London: Cabinet Office, 2002).

8) Ibid., p. 57. チャリティ法人制度検討の経緯については、石村耕治「イギリスのチャリティと非営利団体制度改革に伴う法制の変容：2011年チャリティ法制の分析を中心に」『白鷗法學』第21巻2号、2015年、189頁の表41がわかりやすい。

9) 英国においては「伝統的に民商法が一元化された法人法制」が採用されてきたこともあり、会社法の下で保証有限責任会社という法人制度が用いられてきたのである (石村耕治「イギリスのチャリティ制度改革 (1)」『白鷗法學』第15巻2号、2008年、78頁)。

10) Strategy Unit, *Private Action, Public Benefit*, p. 57.

11) チャリティ会社とは、設立根拠法とする会社法による保証有限責任会社のほか、株式有限責任会社 (Company Limited by Shares: CLS) をいう。

- 保証有限責任会社の社員 (member)¹²⁾ の役割は、会社における経済的利害を前提としているのに対して、チャリティにその前提は当てはまらない。
- チャリティ会社の取締役会のメンバーは、会社の取締役であると同時に、チャリティの理事でもある。会社法によって取締役に課されている責任が、チャリティ法によって理事に課されている責任がどのように重なり合っているかは定かではない。また両者の間に不一致がある場合、どちらの側が優先されるかも明確でない。
- 保証有限責任会社では取締役が社員と同じ者であり、ある時には取締役の立場で意思決定を行い、また他の時にはチャリティの理事の立場で意思決定を行う必要があるため、チャリティにとっては非効率的な組織である。

戦略ユニットはあくまでも首相の諮問機関であることから、その報告書は正式な政府方針ではなく、またその勧告も法的拘束力を持つものではなかった¹³⁾。そこで、ブレア政権は戦略ユニット報告書の勧告に基づいて、2003年7月に内務省を通じて改革の基本方針となる報告書『チャリティと非営利：現代の法的枠組み』¹⁴⁾ をとりまとめ、内務省を通じて公表したのである。それから3年を経て、2006年11月にチャリティ法が成立したのである¹⁵⁾。

3. 2006年チャリティ法による「チャリティ法人」制度

(1) 法的枠組み

チャリティ法人制度は、2006年チャリティ法（2006年法チャリティ法第8章34条および関係別表7）により導入され、現在は2011年チャリティ法第11編第1～5章にチャリティ法人に関する規定が置かれている。

チャリティ法人制度は上述のように2006年の法改正により導入が決まっていたが、チャリティ法人の設立登録には法規則 (regulation) の制定が必要であることから、実際には7年先送りとなり、2013年から制度の運用が開始した。具体的には、2010年5月の労働党から保守党・自由民主党の連立政権への交代により、チャリティ法人に関する法規則の制定が先送りとなり、最終的に2012年12月に議会で承認され、2013年1月2日にチャリティ法人に関する2012年（一般）規則 (The Charitable

¹²⁾ 保証有限責任会社の社員はチャリティの理事を意味する。

¹³⁾ 永井、前掲論文、63頁。

¹⁴⁾ Home Office, *Charities and Not-for-Profits: A Modern Legal Framework* (London: Home Office, 2003).

¹⁵⁾ 2006年チャリティ法改正の経緯については、永井・前掲論文・63-66頁、石村・2008年論文・90-106頁が詳しい。

Incorporated Organizations (General) Regulations 2012) (以下、一般規則という。)が公布されたのである¹⁶⁾。

一般規則は、チャリティ法人の設立や運営に関わるものであるが、それ以外の規則としてチャリティ法人の破産・解散に係るもの、法人格の変更に係るものがある。

- チャリティ法人に関する 2012 年 (破産および解散) 規則 (The Charitable Incorporated Organizations (Insolvency and Dissolution) Regulations 2012)
- チャリティ法人に関する 2017 年 (法人格の変更) 規則 (The Charitable Incorporated Organizations (Conversion) Regulations 2017) (以下、法人格の変更規則という。)

(2) チャリティ法人制度の概要

2011年チャリティ法205条は、チャリティ法人の基本的性格 (nature) を規定している。

- ① 法人格 (body corporate) を有する (1 項)
- ② 定款 (constitution) を有する (2 項 a 号)
- ③ イングランドもしくはウェールズに主たる事務所を置く (2 項 b 号)
- ④ 1 人以上の社員 (one or more members) を有する (2 項 c 号)
- ⑤ 社員は、清算時に法人財産に責任を負わない、もしくは責任を負う場合には、有限責任 (出捐/拠出した額を限度) を負うかのいずれかである (3 項 a 号および b 号)

チャリティ法人の定款に必須の記載事項は2011年チャリティ法206条1項および2項に定められており、その他記載事項に係る詳細については一般規則13条に規定されている。

チャリティ法人の定款には次の事項を記載することが要請されている (2011年チャリティ法206条1項)。

- ① 法人の名称 (a 号)
- ② 法人の目的 (b 号)
- ③ 主たる事務所の所在地がイングランドないしはウェールズか (c 号)
- ④ 社員は、清算時に法人財産に責任を負うか、負わないか、責任を負う場合には有限その金額 (d 号)

¹⁶⁾ 石村、2015年論文、188頁および193頁。

さらに、定款には下記の定め (provision) を置くことが必須とされている (2011年チャリティ法206条2項)。

- ① 社員の資格およびその手続き (a号)
- ② 1人以上のチャリティ法人の理事の任命手続きおよびその資格要件 (b号)
- ③ チャリティ法人の清算時における残余財産の帰属先 (c号)

2011年チャリティ法205条2項によれば、チャリティ法人は社員が理事であるという二元構造を採用する機関設計となっている。このような二元構造については、先述の戦略ユニット報告書においても保証有限責任会社における問題点として指摘されていたものであったものであり¹⁷⁾、2011年チャリティ法は問題点を把握した上で、二元構造を採用している。そのため、二元構造の機関設計を原則としつつも、社員≠理事という機関設計が可能となるように、定款の記載事項を定めた2011年チャリティ法206条6項に社員と理事の関係について規定を置き、社員と非社員から構成される機関設計が可能であることを明示している。

- チャリティ法人の理事は、その法人の社員である必要はない (a号)
- チャリティ法人の社員は、その法人の理事の1人である必要はない (b号)
- チャリティ法人の社員である者とその法人の理事である者は同じである必要はない (c号)

つまり、2011年チャリティ法における原則的な機関は、社員=理事という形態であり、「財団型 (Foundation model)」型と呼ばれる。もう一つが「社団型 (Association model)」であり、社員≠理事、すなわち社員として年次総会などにおいて議決には加わるが、その社員が必ずしも理事である必要はないという形態となる¹⁸⁾。

¹⁷⁾ 二元構造とならない社員 (=理事) と非社員から構成 (つまり一元構造) されるチャリティ法人の創設は、戦略ユニット報告書においても勧告されていたし、また2006年チャリティ法の審議過程においても広範なロビー活動が行われた (Alice Faure Walker, ed., *The Charities Act Handbook: A Practical Guide* (Bristol: LexisNexis), p.226.)。

¹⁸⁾ チャリティ委員会はチャリティ法人設立時の定款作成のために、財団型と社団型の2つのモデル定款をインターネット上に公表している (<https://www.gov.uk/government/publications/setting-up-a-charity-model-governing-documents> [2018年12月28日アクセス])。そのモデル定款には、「財団型」は議決権を有する社員がチャリティの理事になるチャリティのためのものであり、「社団型」はチャリティの理事ではない議決権を有する社員を含む、幅広い会員制 (wider membership) を採用するチャリティのためのものであると説明されている。

- Charity Commission, *Constitution of a Charitable Incorporated Organisation with voting members other than its charity trustees* (October, 2016).
- Charity Commission, *Constitution of a Charitable Incorporated Organisation whose only voting members are its charity trustees* (October, 2016).

2011年チャリティ法には財団型のチャリティ法人が基本形となっているために、チャリティ法人の根拠法である2011年チャリティ法には年次総会（general meeting）の規定は置かれていない。社団型を採用するチャリティ法人の場合、チャリティ委員会により年次総会の設置が強く奨励されており、社団型のモデル定款にも年次総会の規定が設けられている。

(3) チャリティ法人の設立および登録

チャリティ法人の設立手続きは、1人以上の者がチャリティ委員会に対して、チャリティ法人の設立およびチャリティとしての登録を申請することとなっている（2011年チャリティ法207条1項）。なお申請時には、チャリティ法人の定款案のほか、一般規則に規定される文書や情報等を添付する必要がある（207条2項¹⁹⁾。なお登録申請については、実務上、電子申請以外の申請をチャリティ委員会は受け付けていない²⁰⁾。

申請に基づき、チャリティ委員会はチャリティ法人となる要件を充足しているかを確認し、充足している場合にはチャリティ法人の設立が認められると同時に、チャリティ委員会によりチャリティとして登録（register）され、チャリティ登録簿（the register of charities）に記載される。なお、登録除外チャリティ（exempt charity）²¹⁾に該当する場合には、そもそもチャリティ法人の登録申請をすることが認められていない（一般規則5条）。

4. チャリティ法人のディスクロージャー

(1) 登録簿の閲覧

チャリティ法人は社員名簿および理事名簿の登録簿（registers）への記録が義務づけられている。(1) **社員名簿**（register of members）はすべての社団型のチャリティ法人に義務づけられている（一般規則26条1項）。社員名簿には、①氏名、②送達住所、③社員への登録日、④社員の辞任日などの記載が必要となる。(2) **理事名簿**（register of trustees）はすべてのチャリティ法人に義務づけられている（一般規

¹⁹⁾ この他に、一般規則に定める文書等以外に、チャリティ委員会の必要と認める文書や情報等を提出する場合もある（2011年チャリティ法207条2項c号）。

²⁰⁾ Alice Faure Walker, ed., *The Charities Act Handbook: A Practical Guide* (Bristol: LexisNexis, 2016), p. 231.

²¹⁾ 登録除外チャリティとは、2011年チャリティ法30条2項a号、22条および別表3に定めるチャリティであり、チャリティ委員会への登録が要請されていない。登録除外チャリティは「チャリティコミッション以外の政府機関の所管となることから、チャリティコミッションでの登録が除外」（石村、2015年論文、141頁）されており、例えば、①1853年から1939年公益信託法に基づいて存続する機関、②オックスフォード大学やケンブリッジ大学等の教育機関、③大英博物館や自然史博物館などの博物館や美術館などがあり、2011年チャリティ法別表3に列挙されている。

則26条2項)。財団型のチャリティ法人に社員名簿が義務づけられていないのは、財団型の場合、理事名簿と社員名簿は同一となるからである。理事名簿には、①氏名(旧姓も含む)、②送達住所、③理事への登録日、④理事の辞任日などの記載が必要となる。

これらの登録簿はその内容に変更があった場合、その変更を生じさせた日から28日以内に、登録簿を変更(一般規則別表1、パラグラフ5)すると同時に、チャリティ委員会に通知しなければならない(2011年チャリティ法35条および一般規則6条4項)。

チャリティ法人は、主たる事務所および理事によって定められた場所において、登録簿を常に備え付け、閲覧の用に供さなければならない(一般規則別表1、パラグラフ6)。ただし社員名簿については一定の要件のもとでの制限的な閲覧が認められることになっているが、理事名簿については原則、完全な情報開示が要請されている(一般規則別表1、パラグラフ7および8)。

(2) 情報開示

2011年チャリティ法211条から215条は、チャリティ法人の名称および法人格(status)について法人情報の開示(disclosure)を規定している。この情報開示規定は、チャリティ会社に対する会社法の規定と同様となっている。

チャリティ法人の名称は、すべての所在地、すべての文書や通信において判読可能な文字によって記載されなければならない(211条1項)。

チャリティ法人の法人格である「Charitable Incorporated Organisation」ないしはその省略形である「CIO」がチャリティ法人の名称に含まれていない場合には、チャリティ法人であることがわかるように記載することが要請されている(212条)。

(3) チャリティ登録簿

チャリティ登録簿(the register of charities)とは、チャリティ委員会により「チャリティ」として認められた団体が登録される登録簿であり、下記の事項が記載されている。このチャリティ登録簿は一般の閲覧に供されており、オンライン(<https://www.gov.uk/find-charity-information>)上で誰でもチャリティ法人を含む登録チャリティの情報を見ることができる。

- チャリティの名称
- 住所、連絡先(メールアドレスを含む)
- 定款等の規則
- 理事の氏名

- 会計書類 (annual statements of accounts)
- 理事による年次報告書 (trustees' annual report)
- 年次申告書 (annual return)
- 登録日、登録番号など

(4) 理事による年次報告書

チャリティ法人を含むすべての登録チャリティは、毎事業年度に係る年次報告書を作成しなければならない(2011年チャリティ法162条1項)。この報告書は「理事による年次報告書 (trustees' annual report)」(以下、年次報告書という)と呼ばれる。登録チャリティの収入額に応じて、年次報告書の内容やチャリティ委員会への提出についての規定が異なる。

年次報告書は、終了した事業年度におけるチャリティの活動に係る理事による報告書であり、チャリティの活動以外にも、組織としてのチャリティおよび理事に係る情報も含まれる(162項1項a号およびb号)。

すべての登録チャリティは年次報告書を作成する義務があるが、チャリティ委員会への提出義務を負うのは総収入額が25,000ポンドを超える登録チャリティに限られており、チャリティ委員会に毎年、事業年度終了後10ヶ月以内に提出の義務を負っている(163条1項)。ただしチャリティ法人については、収入額の多寡を問わず、年次報告書の提出義務を負っていることに留意する必要がある(163条3項)。

総収入額25,000ポンド以下の登録チャリティについては、2011年チャリティ法162条に基づき年次報告書を作成する義務があり、チャリティ委員会の要請があれば、3ヶ月以内の提出が義務づけられている(163条2項)。

なお、チャリティ委員会に提出される年次報告書には、当該事業年度に係る財務諸表 (statement of accounts) および関連する監査報告書 (auditor's report) ないしは検査報告書 (examiner's report) の添付が義務づけられている(164条1項)²²⁾。

チャリティ委員会に提出された年次報告書は、チャリティ委員会において適当と考えられる期間にわたって保存される(165条)と同時に、公衆の縦覧に供される(170条)。またチャリティ法人は、文書により最新の年次報告書の複写依頼がなされ、その謄写に係る合理的な費用を依頼人が支払う場合には、その依頼がなされた日から計算して2ヶ月以内に年次報告書の複写を提供しなければならない。

²²⁾ チャリティの監査については、上原優子「英国チャリティの監査」『現代監査』No. 21 (2011年3月)、122-129頁を参考されたい。“examiner's report”は、上述の上原論文に基づき、検査報告書と訳出した。登録チャリティの総収入額および総資産額の大きさにより、法定監査としての監査報告書もしくは独立検査人による検査報告書に区分されている(2011年チャリティ法144条および145条)

(5) 年次申告書

チャリティ法人を含むすべての登録チャリティは、毎事業年度に係る年次申告書 (annual return) を準備し、チャリティ委員会にオンラインで提出しなければならない (2011年チャリティ法169条1項)。この年次申告書は、チャリティ委員会が登録チャリティの活動を監督し、チャリティ登録簿の情報を更新するために用いられている²³⁾。

すべての登録チャリティは年次申告書を提出しなければならないが、総収入額が10,000ポンド以下の登録チャリティはその提出を免除されている (169条2項)。チャリティ委員会への提出は、年次報告書と同様に、事業年度終了後10ヶ月以内となっている (169条3項)。チャリティ法人については、収入額の多寡に関わらず、年次申告書を提出するのは年次報告書と同じである。

年次申告書の内容は財務情報に係るものであり、2018年版の年次申告書には36の記載事項がある。主なものは次の通りである²⁴⁾。

- 総収入額と支出額
- 重大事故 (serious incidents) 報告について
- ファンド・レイズ (資金調達) 活動について
- 企業とのコラボレーションについて
- 中央政府ないしは地方政府との取引について
- 国外からの収入について
- 国外でのチャリティ活動について
- 国外への送金手段について
- 国外での支出に係るモニタリングについて
- チャリティ活動に係るリスク・マネジメントについて
- 収益事業を行う子会社の保有について
- 理事のチャリティとの取引について
- 理事への支払いについて
- 理事の辞任やスタッフの雇用について
- スタッフの給与水準について など

総収入額10,000ポンド以下の登録チャリティは年次申告書の提出は不要であるが、チャリティ委員会のオンライン・サービスを通じて、チャリティに係る事項の変更が

²³⁾ Con Alexander, ed., *Charity Governance* (Bristol: LexisNexis, 2014), p. 356.

²⁴⁾ チャリティ委員会の年次申告書に係るホームページを参照。
<https://www.gov.uk/government/news/charity-annual-return-2018> (2018年12月28日アクセス)

ある場合、それらの情報の更新が求められている。

また、総収入額25,000ポンド超の登録チャリティは、オンラインでの年次報告書の提出のほかに、財務諸表および年次報告書（監査報告書ないしは検査報告書を添付）をPDF形式で提出することが要請されている。

(6) 罰則規定

チャリティ法人の名称および法人格の情報開示に係る規定に違反する場合、陪審によらない有罪判決（summary conviction）に基づき、標準スケールのレベル3を超えない罰金が課せられ、また違反が継続する場合は標準スケールのレベル3の10分の1を超えない額に本条違反の日数を乗じた金額の罰金が加算されることとなっている（2011年チャリティ法214条2項²⁵⁾。

また、年次報告書や年次申告書等の提出の規定に違反する場合、陪審によらない有罪判決に基づき、標準スケールのレベル4を超えない罰金が課せられ、また違反が継続する場合は標準スケールのレベル4の10分の1を超えない額に本条違反の日数を乗じた金額の罰金が加算されることとなっている（173条4項²⁶⁾。

5. 法人格の変更

チャリティに固有の法人制度として導入されたチャリティ法人であるが、保証有限責任会社などのチャリティ会社、共済組合（registered society²⁷⁾、コミュニティ利益会社（Community Interest Company: CIC）の法人形態からチャリティ法人への法人格の変更（conversion）が可能となっている（2011年チャリティ法228条から234条）。2017年12月に法人格の変更規則が議会で承認され、2018年1月から規則が施行されている。

チャリティ法人が別の法人格（例えば、チャリティ会社）に変更することについて、2006年チャリティ法の検討を行ったホジソン卿（Lord Hodgson）は、チャリティ法人の成長過程において資金調達を検討する場合には会社形態の方が良い場合もあることから、チャリティ法人から別の法人格への変更についての検討の余地があることを指摘していたが²⁸⁾、この変更については現行の法制上に明文規定はなく、現時点では認められていない。

²⁵⁾ 現時点でのレベル3の罰金の金額は1,000ポンド（約14万円）である（1982年刑法37条）。

²⁶⁾ 現時点でのレベル4の罰金の金額は2,500ポンド（約35万円）である（1982年刑法37条）。

²⁷⁾ 2011年チャリティ法における共済組合とは、協同組合（Co-operative）、コミュニティ利益増進組合（Community Benefit Societies）と同義である（2011年チャリティ法229条1項）。

²⁸⁾ Great Britain, *Trusted and Independent: Giving Charity Back to Charities; Review of the Charities Act 2006* (London: Stationery Office, 2012), para 10.28.

6. まとめと若干の検討

(1) まとめ

本稿では、400年以上の歴史をもつ英国チャリティ制度において、2006年にはじめて導入されたチャリティ専用の法人制度である「チャリティ法人」を取り上げ、その制度を概説することを通して、チャリティ法人の特徴を明らかにしてきた。

公益活動と公益法人制度が密接に連携してきた日本と異なり、英国では長い間、民間公益（チャリティ）活動とその主体となる存在（個人や団体、法人）は切り離された制度設計が行われてきた。2006年にチャリティ法が抜本的に改革される中で誕生したのが、日本の公益法人に該当するチャリティ法人であった。従来のチャリティの受け皿となっていた法人形態はチャリティ会社、特に保証有限責任会社であり、会社法を根拠法としていることから、保証有限責任会社という形態で登録チャリティになった場合に、会社法とチャリティ法の2つの法律によって規制を受けるという二重規制が問題点として長い間指摘されていた。チャリティ法人という法人形態は、二重規制の解決策として期待され、導入されたのであり、その意味では二重規制を被ることなく、チャリティ活動を行うことができる受け皿となっているといえよう。

戦略ユニット報告書にあったもう一つの問題点は、保証有限責任会社の形態を採用した場合、会社の社員という立場とチャリティの理事という立場が時にその利益が相反することがあり、組織の統治機構としては望ましいものではなかったのであるが、基本形である財団型のチャリティ法人において、その問題点がすべて克服されているわけではなく、従前として意思決定の際にはどの資格でその決議に加わるか常に注意を払うことが必要であることに変わりはない。

チャリティ法人のディスクロージャーについてである。チャリティ委員会によるチャリティ登録簿の公開はチャリティ法人に限ったものではないが、既存の寄付者（あるいは資源提供者）のみならず、潜在的な寄付者（あるいは資源提供者）にとって、いつでも誰でもオンライン上で登録チャリティの基本情報等を検索し、入手することができるので、非常に有用なツールであるし、またチャリティ法人自身の説明責任を果たす上でも重要な制度である。また、このチャリティ登録簿に、年次報告書や年次申告書のデータが紐付けられており、データベースとしての有用な役割を担っているといえる。

法人格の変更について、英国においては上述したように法人格と民間公益（チャリティ）活動が関連していなかったことから、チャリティ活動を行う様々な法人が存在していたが、既存の法人格からチャリティ法人への法人格の変更が認められる法整備が2018年1月に行われている。規則が施行されたばかりであり、この制度がどのように既存の登録チャリティにより利用されるかは現時点では未知数であるが、チャリ

ティ法人に法人格を変更することのメリットが大きければ、他の法人形態からチャリティ法人に自然淘汰されると考えられる。

(2) 若干の検討

日本の公益法人制度を検討する上で、チャリティ法人におけるディスクロージャー制度や法人格の変更の議論は参考になると考えられるので、若干の検討を行い、本稿のむすびにかえることにする。

① ディスクロージャー

ディスクロージャーについては、日本の公益法人の場合、公益認定法に基づいて①新事業年度開始日前日までに事業計画書等（事業計画書や収支予算書など）の提出、②事業年度終了後3ヶ月以内に事業報告等（財産目録、役員等名簿、役員報酬等の支給基準を記載した書類、計算書類等の他に50頁を超える別紙1から5の書類）の行政庁への提出が義務付けられている（22条）。そして、行政庁に提出された書類等について、公益法人は事務所への備置き、閲覧請求に応えなければならないこととなっている。また、行政庁においては請求に応じて、これらの書類等を閲覧および謄写させることとなっている。公益法人によるディスクロージャーについては、全国公益法人協会の委託研究の一環として実施したアンケート調査によると、アンケート回答法人の多くは情報開示の方法・媒体として事務所等での閲覧のみならず、インターネット上で情報を開示していることが明らかとなっている²⁹⁾。ICT社会の進展と共に、公益法人によるICTを活用した自主的・自発的なディスクロージャーの進展が望まれると共に、ディスクロージャーの内容も法定の事業計画書等や事業報告等のみならず、事業運営に関わる情報の量的かつ質的拡大が期待される。

公益法人によるディスクロージャーを補完する役割を担っているのが、行政庁の閲覧請求制度である。この制度は公益法人から行政庁に提出された書類について、行政庁において閲覧または謄写を行うことができる制度であり、行政庁のホームページ上からも行うことが可能となっている。制度上、英国のチャリティ法人のディスクロージャーと同様であるといえるが、問題はその利便性にある。閲覧には、希望する法人名、閲覧書類、閲覧予定日等を予め登録する必要があり、また閲覧は閲覧予定日から10日間に制限されている。つまり制限付きのディスクロージャーとなっているのである。日本の公益認定等委員会がその制度設計において範としたチャリティ委員会では、上述したようにチャリティ法人や登録チャリティから提出

²⁹⁾ アンケート調査の詳細については、下記を参照されたい。尾上選哉「新公益法人制度の普及の現状調査～アンケート調査およびヒアリング調査～」非営利法人研究会・新公益法人制度普及啓発委員会『新公益法人制度普及啓発委員会 最終報告書』、2017年、33-86頁。

された情報を自由に検索し、閲覧することが可能であることと比較すると、日本の公益法人のディスクロージャーには改善の余地が多くあるといえよう。

② 法人格の変更

日本の一般法人および公益法人制度上、英国のチャリティ法人への法人格の変更のような制度はない。周知のように旧公益法人制度上、民間の公益活動を行う団体が公益法人の法人格を取得することは難しかったため、阪神・淡路大震災後に議員立法により特定非営利活動法人（いわゆる、NPO法人）制度が成立し、現在に至っている。現行の一般法人および公益法人制度が、仮にその当時に存在していたとすると、現在の特定非営利活動法人は一般法人ないしは公益法人として法人格を取得し、民間の公益活動を行っていると考えられる。仮にそうであるならば、民間公益活動にかかる法人制度の複雑化を解消するために、特定非営利活動法人に一般法人への法人格の変更を認め、公益認定法に基づいて公益認定を受けて「公益法人」となる選択肢を、法人制度として認めることも考えられよう。

<主な参考文献>

- 石村耕治「イギリスのチャリティ制度改革（1）」『白鳳法學』第15巻2号、2008年。
- 石村耕治「イギリスのチャリティと非営利団体制度改革に伴う法制の変容：2011年チャリティ法制の分析を中心に」『白鷗法學』第21巻2号、2015年。
- 上原優子「英国チャリティの監査」『現代監査』No. 21（2011年3月）。
- 尾上選哉「英国チャリティの公益性判断基準：チャリティ登録時を中心として」『非営利法人研究学会誌』VOL. 17、2015年。
- 尾上選哉「新公益法人制度の普及の現状調査～アンケート調査およびヒアリング調査～」非営利法人研究学会・新公益法人制度普及啓発委員会『新公益法人制度普及啓発委員会 最終報告書』、2017年、33-86頁。
- 公益法人協会編『英国チャリティ：その変容と日本への示唆』弘文堂、2015年。
- 永井伸美「イギリス『2006年チャリティ法』にみる非営利組織の新展開」『同志社法学』第59巻第4号。
- United Kingdom Cabinet Office Strategy Unit. Private action, public benefit: a review of charities and the wider not-for-profit sector. London: Strategy Unit, Cabinet Office, 2002.
- Home Office. Charities and Not-for-Profits: A Modern Legal Framework: The Government's Response to Private Action-Public Benefit. London: Home Office, 2003.
- Walker, Alice Faure ed. The Charities Act Handbook: A Practical Guide.

Bristol: LexisNexis, 2016.

Alexander, Con ed. Charity Governance. Bristol: LexisNexis, 2014.

Britain, Great. Trusted and Independent: Giving Charity Back to Charities;

Review of the Charities Act 2006. London: Stationery Office, 2012.

(謝辞) 本研究は、J S P S 科研費 JP17H06191の助成を受けたものである。

(付記) 本稿は、尾上選哉「英国チャリティにおけるチャリティ法人制度」『公益・一般法人制度の研究—日・英・米の制度の比較研究—【2017年度最終報告】』(非営利法人研究学会 公益・一般法人研究会)に加筆修正したものである。

(おのえ えりや・大原大学院大学 会計研究科教授)